

生活支援サービスに関する情報募集要領

1 目的

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者や障がい者等の生活支援サービスの充実を図るため、企業や任意団体等が行っている「生活支援サービス」の情報をまとめ、相談窓口等の支援者と共有するとともに、市民に情報提供することで、生活に必要なサービスを円滑に利用できることを目的とする。

2 募集内容

高齢者や障がい者等を含む市民が利用できる次に掲げるサービスとする。

三条市内で提供しているサービスを対象とするが、市内で地区を限定している場合も対象とする。

また、介護保険等の社会福祉制度に基づく公的サービスは除く。

対象サービス	内 容
移動支援サービス	・ 自店舗等への送迎サービス ・ 外出同行等の外出を支援するサービス ・ 医療機関等への受診付き添いサービス など (ただし、通常のタクシー、デマンド交通、バス等の送迎は除く。)
買い物支援サービス	・ 買い物を一緒に行くサービス (同行) ・ 買い物を代わりに行うサービス (代行) ・ 移動販売 ・ 食材、日用品等の商品配達 など
配食サービス	・ 1人前から食事、弁当等を配達するサービス ・ 見守り等を行う配食サービス など
困りごと支援サービス	・ ごみ出しの支援 ・ 薬の内服の声掛け、見守り ・ 除雪の支援 ・ 電球等の交換 ・ ストーブ等への灯油入れ など

3 応募方法

提出書類「生活支援サービス情報提供書」に必要事項を記入の上、三条市に提出する。

提出期限は設けず、随時、応募を受け付け、内容を確認した情報から適宜公表するものとする。

4 情報の公表

(1) 公表する情報の基準

公表する情報は、提出書類を市で確認し、適正と認めたものを公表する。なお、次に掲げるものは、公表しないこととする。

ア 法令に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの

ウ 暴力団等が関与するもの

エ 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
オ その他、情報の公表が適正でないと市が認めるもの

(2) 公表方法

市民に対しては、三条市ホームページに情報を掲載し、公表する。

また、高齢者総合相談窓口である地域包括支援センターや、高齢者や障害者等の支援者（ケアマネジャー、相談支援専門員等）に対し、情報をとりまとめて提供するものとする。

5 公表の取消

市は、次のいずれかに該当する場合は、情報の公表を取り消すこととする。

- (1) 情報の提供者から、公表の取消の申し出があったとき
- (2) 情報の内容等が変更等により、公表する基準に反するとき
- (3) その他、情報の公表が適切でないと認められるとき